

女性に対する暴力根絶に向けて

秋も深まり、空気が澄んで光が美しく映えるこの時期は、さまざまなところで夜間のライトアップが実施されています。土岐市でも、紅葉を照らすライトアップを始めいろいろな催しが企画され、それらを楽しむために多くの人が訪れます。そうした中に、普段とは違った色で光っている所を目にしたことはないでしょうか。ひと際目立つ紫色で照らされているそれは、「パープル・ライトアップ」という女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんだ試みで、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼び掛けるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください」というメッセージを込めて行われているものです。この趣旨に賛同した全国のタワーや商業施設、お城などで実施されています。

活動の発端は、アメリカ・ニューヨークハンプシャー州のベルリンという小さな町での、レイプや虐待の被害者そして医療専門家、セラピスト、法律関係者、関心を持つ市民といった人たちの集まりでした。彼らは子どもや大人の暴力被害者にとってより安全な世界にしたいという気持ちから1994年に活動をスタートさせました。小規模で始まった啓発キャンペーンでしたが、現在では40以上の国とアメリカ全州からの会員からなる国際的なネットワークに発展しています。

パープルリボン・プロジェクトは、ドメスティックバイオレンスや虐待などの暴力をなくし、暴力の被害に遭っている人たちの安全を守るために、暴力が絶対にあつてはならないことを周囲に伝え、一人でも多くの人に関心を持ってもらうように、一人一人が参加、行動できるプロジェクトです。

参加の方法は簡単です。紫色のリボンを身に着けたり、飾ったりすることで、暴力の下に身を置いている人に勇気を与えることができます。ぜひこの機会に、ご家庭でもこうしたことを自由に話し合ってみてください。

<他人事じゃない!? 怖~いトラブル>

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

訪問販売トラブルは、誰にでも起こる身近なトラブルです!

家にいると、家のリフォームや屋根の修理、布団の販売や手入れなどを勧めるさまざまな事業者がやってきます。

訪問販売は、消費者が自ら出掛けて購入する場合は異なり、突然の訪問をきっかけに、事業者主導の契約となりがちです。そのため、消費者が冷静な判断で契約できるように、事業者が守らなければならないルールが法律で定められています。

訪問販売トラブルは、昼間家にいることの多い高齢者が巻き込まれやすく、周りの方が気付いて発覚することが多いです。また、被害金額が大きくなりやすい傾向もあります。窓口で寄せられる頻度の高いトラブルは、住まいと寝具に関する契約についてです。

契約に迷う場合は、まずは周りの人に相談しましょう。また契約の際には、必ず契約書を確認しましょう。

トラブルになりそうな場合や少しでも不安に思うことがありましたら、消費生活相談窓口気軽に相談ください。

消費生活相談窓口

日時 月~金曜日 午前9時~午後4時 (予約優先)

場所 まちづくり推進課 (文化プラザ隣)

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

